

移動等円滑化取組計画書

令和5年6月28日

住 所 山口県宇部市大字善和203番地90

事業者名 宇部市交通局

代表者名（役職名及び氏名）

宇部市交通事業管理者 大谷 唯輝

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

・当局が保有する乗合バス車両においては、令和4年度末時点のノンステップバス導入率は75.5%（40両）となっている（適用除外車両を除く）。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、令和7年度中に導入率を92.5%以上（49両）とする。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①ノンステップバスを利用したことがない車椅子利用者等のために、乗降方法等についてウェブサイトに掲載する。

②イベント等により、年に約20回（のべ1,000人程度）を対象に、ノンステップバスの車椅子乗車について説明し、乗車時の理解を求めている。

③運転士にノンステップバスの運転及び固定方法等の安全な操作手順を確実に習得させるため、教育訓練を行うとともに、定期的にバリアフリーに関する講習を開催する。

④全職員が高齢者、障害者等に関する理解を深めるため、定期的に対処事例等の研修会を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバスを9台導入する。(令和5年度～令和7年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降口（車椅子）	・スムーズな乗降が可能となるよう、車椅子乗車の情報を運転士に指導する体制を維持する。
運行情報提供（表示及び車内外音声案内）	・適切な車内外の音声案内を向上させるため、モニターからのご意見を活用して運転士を指導する体制を維持する。
聴覚障害者との文字による意思疎通	・聴覚障害者の求めに応じ、円滑な意思の疎通を可能とするため、車内に筆談具を常備する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの運行便の掲載	・ノンステップバスを利用したい乗客のために、運行便をバス停等の時刻表に掲載する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供の拡充	・人工音声としている車内放送の次バス停案内のイントネーションを調整し、聞き取り易くする。
情報ディスプレイの設置	・運行状況を表示するディスプレイを多くの利用者が見込まれる施設等に設置する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する報告書の提出	・全乗務員を対象に、障害者の接遇に関する報告書を提出させる。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容

	(計画対象期間及び事業の主な内容)
車内での広報活動	障害者団体等から寄せられた、障害者のバス利用に関するポスターを車内に掲示することで、必要な情報の周知を図る。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・宇部市バリアフリー化マスタープランの実行組織に参加し、必要な協力を行う。 ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を局内で共有するとともに、取組の改善に活用する。 ・一般の利用者をモニターとして乗車してもらい、乗務員の接遇についての報告を受け、乗務員にフィードバックすることで接遇の向上を図る。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由

V 計画書の公表方法

当局ウェブサイトにて公開する。

VI その他計画に関連する事項

<p>バリアフリー化に長期的に取り組むため、宇部市の関連する協議会に参画している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化マスタープラン関係：宇部市公共交通協議会 ・バリアフリー化全般：宇部市バリアフリー化推進連絡協議会
--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。